

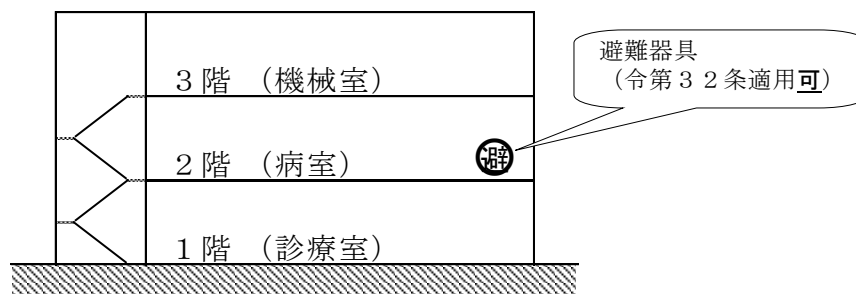
## 特定一階段等防火対象物における避難器具の取扱いについて

このことについて、特定一階段等防火対象物における避難器具については、消防法施行規則（以下「規則」という。）第27条第1項第1号の規定により、一動作で容易かつ確実に使用できるもの等とする必要がありますが、防火対象物の位置、構造等から、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の規定を適用して、当該規定によらずとも差し支えない場合を、次のとおり定めました。

については、所属職員に周知するとともに、今後はこれにより運用してください。

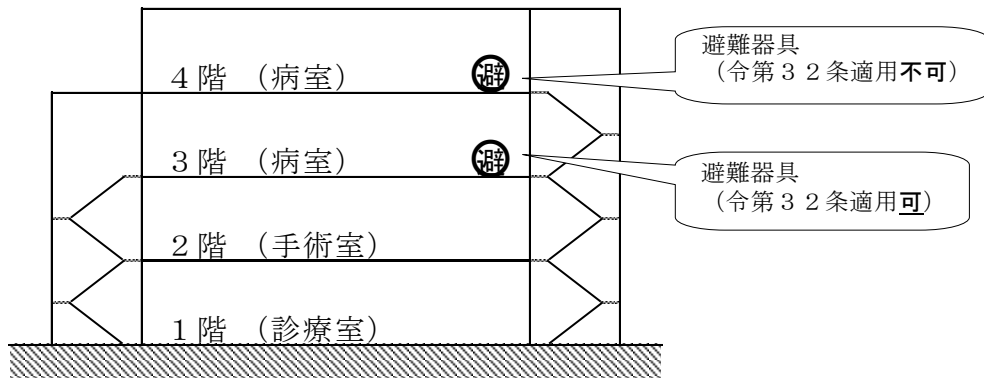
- 1 特定一階段等防火対象物において、令第4条の2の2第2号括弧書きに規定する避難階以外の階の全てが、次のいずれかに該当する場合は、当該防火対象物に設置する避難器具については、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
  - (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）1（2）により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われるもの
  - (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2（2）により、防火対象物全体が単一の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

### 【1（1）による特例適用の例】



3階の用途が全て機械室であるため、不特定多数の者の出入りがない場合は、令第32条の規定を適用し、2階の避難器具は規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

- 2 特定一階段等防火対象物の階のうち、避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。）又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられている場合は、当該階に設置する避難器具については、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



3階は地上に直通する階段が2箇所あるため、3階に設置する避難器具は、令第32条の規定を適用し、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。4階は地上に直通する階段が1箇所しかないため、令第32条の適用不可。